鹿嶋市告示第１８７号

令和８年度鹿嶋市防災士育成事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和８年５月２９日

鹿嶋市長　田　口　伸　一

令和８年度鹿嶋市防災士育成事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，地域住民の自助，共助の意識の高揚を図るとともに，地域における防災力の向上の担い手となる人材を養成するため，防災士の資格の取得に要する費用について予算の範囲内で令和８年度鹿嶋市防災士育成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し，鹿嶋市補助金等交付規則（平成１４年規則第４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか，必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「防災士」とは，自助・共助・協働を原則として，地域社会の様々な場で減災と地域防災力向上のための活動が期待され，かつ，そのための十分な意識・知識・技能を習得した者として，認定特定非営利活動法人日本防災士機構の認証登録を受けた者をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は，次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

（１）市内に住所を有する者であること。

（２）茨城県が実施するいばらき防災大学を受講する者のうち防災士の資格を取得した者であること。

（３）地域住民の自助，共助の意識の高揚を図るとともに，地域における防災力向上の担い手となることを誓約する者であること。

（４）市税等（市税及び国民健康保険税をいう。）に滞納がない者であること。

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費は，次に掲げる経費とする。

（１）日本防災士機構が発行する防災士教本代

（２）防災士資格取得試験受験料

（３）防災士認証登録料

（補助金の額等）

第５条　補助金の交付は，１人につき１回限りとし，１２，０００円を上限とする。

（補助金の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は，令和８年度

鹿嶋市防災士育成事業補助金交付申請書（様式第１号）に，次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）防災士認証状及び防災士証（顔写真の面）の写し

（２）費用の支払を証する書類の写し

（３）誓約書（様式第２号）

２　前項の規定による申請書の提出は，令和９年３月５日までとする。

（補助事業の交付決定）

第７条　市長は，前条第１項の規定による申請があったときは，速やかにその内容を審査し，補助金の交付の適否を決定するものとする。

２　市長は，前項の規定により補助金の交付又は不交付を決定したときは，令和８年度鹿嶋市防災士育成事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第８条　前条第２項の交付決定通知書を受けた者（以下「補助決定者」という。）は，令和８年度鹿嶋市防災士育成事業補助金交付請求書（様式第４号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

２　市長は，前項の規定による請求があったときは，補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消）

第９条　市長は，補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは，補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し，令和８年度鹿嶋市防災士育成事業補助金交付決定取消通知書（様式第５号）により通知するものとする。

（１）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（２）その他市長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

（補助金の返還）

第１０条　市長は，前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において，当該補助金が交付されているときは，令和８年度鹿嶋市防災士育成事業補助金全部（一部）返還請求書（様式第６号）により，補助決定者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（防災士の責務）

第１１条　補助金の交付を受けた補助決定者は，地域における防災の担い手として自主防災組織等の活動に積極的に参加するとともに，市が行う防災に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（補則）

第１２条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

この告示は，公布の日から施行する。